

【事案Ⅱ－13】後遺障害共済金請求

・ 平成 26 年 5 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

後遺障害の状態が、「団体信用生命共済のご説明」に定める後遺障害の「11. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの」に該当するとして、後遺障害共済金の支払いを求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

共済団体は、後遺障害状態であると認定し、認定日の債務残高に相当する共済金を本件共済契約の契約者である金融機関に支払え、との判断を求める。

- (1) 本件診断日当時、特発性拡張型心筋症のために終身労務に服することができない状態にあり、本件共済契約の約款・事業規約の別表 11 号所定の後遺障害の状態に該当していた。
- (2) 本件団体信用生命共済契約の申込時に交わした書類では申立人に伝えられていない約款・事業規約での条件にもとづき非該当とされた。約款・事業規約での読替えは契約内容を変更しており、約款・事業規約の説明をする必要がないとしているのは不当であり、被共済者の正当な権利を著しく損なっている。
- (3) 共済契約申込書類の支払い条件に「常時介護を要するもの」と明示しておらず、被共済者が誤解しないように説明する責務を共済団体は怠っている。
- (4) 約款・事業規約での読み替えている条件を契約時に伝えられていれば、他の金融機関や団体信用生命保険を選択し、切り替えることも検討できた。

<共済団体の主張>

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

- (1) 共済金の支払事由を定めている本件共済契約の約款・事業規約の別表「後遺障害の状態」において「終身労務に服することができないもの」とあるのは、「治癒」前の場合については、別表の適用上の注意事項 1、2 により「終身常時介護を要するもの」と読み替える扱いにしている。これは、傷害または疾病が治癒する前であっても一定の条件に該当する場合は、共済金対象とするとの取扱いを定めたものである。
- (2) 申立人の診断書によれば、一定の障害を発症していることは事実としても、ヒュー・ジョーンズ分類による活動能力の程度（Ⅲ度）である「人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける」という状態からすれば、「終身常時介

護を要するもの」とは認められない。

(3) 本件共済契約への加入に際して、申立人に対する説明等に問題はなかった。

<裁定の概要>

審議会は、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続きを終了した。

(1) 本件共済契約の約款・事業規約の別表「後遺障害の状態」の11号所定の「終身労務に服することができないもの」という状態については、「労務」の内容等に関して特に留保等を設けていないその規定ぶり等からすると、軽作業等も含めて一切の労働作業を一生涯行うことができない、という状態を意味するものと解される。

(2) かかる理解を前提として検討すると、本件診断日時点（平成21年11月）の申立人の状態について記載した後遺障害の診断書のみでは、労務作業の可否は必ずしも明らかではないが、共済団体の求めに対し申立人の主治医が作成した回答書では、労務作業の可否について、「否(ただし、内容によります)」、「事務程度であれば、時間が長時間に及ばなければ可能である。(体調によります)」と記載されており、また「軽作業の事務内容であれば可能かもしれません」と記載されていること、および主治医が平成26年1月に新たに作成した診断書の「日常生活動作検査表」においては、「手すりにつかまらず階段を昇る・降りる」等を含めたほとんどの動作について○(可能)とされていること等からすると、申立人は、一切の労働作業を行えないというわけではなく、事務等の軽作業であれば一定程度はこれを行うことが可能な状態であると認めることができる。

以上のことからすると、申立人の障害は、「終身労務に服することができないもの」という程度にまでは至っておらず、本件共済契約の約款・事業・規約の別表11号所定の後遺障害の状態には該当していないものと判断される。

なお、上記の回答書及び診断書は、平成26年1月の時点の診断に基づいて作成されたものであり、当該時点の申立人の障害の程度は、本件診断日の平成21年11月当時のものとは異なっている可能性があるが、仮に、両時点における障害の程度が異なっており、本件診断日当時においては申立人が「労務に服することができない」状態であったとしても、その後の平成26年1月の時点において一定程度の軽作業が可能になったのであれば、本件診断日当時の「労務に服することができない」状態は「終身」のものではなかったということになるのであるから、やはり、本件診断日当時に申立人が本件約款の別表11号所定の後遺障害の状態に該当していたと認めることはできないものである。

(3) 次に、別表の注意事項の1項ただし書及び同2項との関係については、上記(2)のとおり、本件診断日当時、申立人は、本件共済契約の約款・事業規約の別表11

号所定の「終身労務に服することができないもの」という状態にすら至っていないから、当該状態よりも重い「終身常時介護を要するもの」という状態に該当していたはずがなく、別表の注意事項の上記規定は、本件においてはそもそも適用の余地がないものである。

- (4) なお、申立人は、共済団体の従前の対応について様々な非難を加えており、その中には、本件に係る約款・事業規約の規定の呈示に関して当初齟齬があったことや、裏面の商品説明内容の不十分さ(後遺障害と傷害または疾病の治癒との関係についての記載の欠如等)など、申立人の心情として一定程度理解ができる点もないわけではないが、それらの事項は、法的には本件についての結論を左右しうるものではない。
- (5) 本件との争点との関係では、上記のような理由により、共済金の支払事由となりうる後遺障害の状態等の存在を認めることはできず、申立人の争点に係る主張は、採用することができない。